

監査公表第22号（平成26年3月25日、県公報第3581号登載）  
平成25年5月8日から平成25年8月5日実施  
随時監査（1次分）結果に基づく措置通知（平成25年度）

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関57か所について実施した随時監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月25日

福岡県監査委員	小串正伸
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	田中正勝

25教財第542号  
平成26年2月27日

福岡県監査委員 小串正伸殿  
同 伊藤龍峰殿  
同 行正晴實殿  
同 田中正勝殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年11月11日25監総第573号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	臨時職員の賃金において、無給休暇を誤って有給休暇として処理したため、支給過となっていた。	支給過については、速やかに返納処理を行った。 また、所属内で給与及び服務について、ミーティングを行うとともに、職員相互の確認を厳密に行うように徹底を図った。
	県外宿泊出張において、宿泊料が指定額を超過して算定されたため、支給過となっていた。	支給過については、速やかに返納処理を行った。 また、旅費計算について複数回、複数職員で確認を行うように見直しを行った。
	物品購入において、支払いが遅延しているものが多数見受けられた。	事務職員全員で、隨時、支払い状況を確認するように見直しを行った。 また、支払業務が集中しないように、計画的かつ効率的な執行に努める。
	代替臨時職員について、任用伺い並びに任用辞令及び任用通知書の交付がなされていなかった。	事務職員全員で、年度初めに任用伺いに漏れがないか確認するように見直しを行った。 また、任用辞令及び任用通知書の交付漏れがないように努める。